

下関市中小企業事業資金融資要綱

平成30年3月20日制定

(目的)

第1条 この要綱は、下関市内における中小企業者が経営安定を図り、円滑な事業活動を推進するために必要な資金を融資することにより、中小企業の振興に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「法」という。）第2条第1項第1号、第2号及び第6号に定める者をいう。
- (2) 小規模企業者 法第2条第3項第1号、第2号及び第7号に定める者をいう。
- (3) 金融機関 この融資を取り扱う金融機関として市長が指定した別表第1に定めるものをいう。
- (4) 工場 主として製造の用に供される建物、建物附属設備、機械設備及び構築物の総体をいう。
- (5) 工業用地 主として製造の用に供されるもので、次に掲げるいずれかの土地をいう。
 - ア 工場立地法（昭和34年法律第24号）の規定による本市の工場適地
 - イ 都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定による本市の工業地域及び工業専用地域
 - ウ 特に市長が指定する用地
- (6) 商業団体 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）及び商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき組織された団体をいう。
- (7) 商店街共同施設 次に掲げる施設をいう。
 - ア アーケード
 - イ カラー舗装歩道又はモザイク舗装歩道
 - ウ 統一街路灯
 - エ 商店街駐車場
 - オ その他特に市長が適当と認める商店街施設

(資金の種類)

第3条 資金の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 一般貸付
- (2) 小規模企業サポート貸付
- (3) 新事業・海外販路貸付

(4) 大規模設備投資貸付

(融資の対象者)

第4条 融資を受けることができる者は、下関市税の納付状況が良好な中小企業者又は商業団体に、資金に応じて次のとおりとする。

資金	対象
一般貸付	下関市内に主たる事業所を有し、かつ同一事業を継続して一年以上営んでいる中小企業者
小規模サポート貸付	下関市内に主たる事業所を有し、かつ同一事業を継続して一年以上営んでいる小規模企業者
新事業・海外販路貸付	中小企業者のうち法第2条第1項第1号及び第2号に該当する者で、下関市内に主たる事業所を有し、かつ同一事業を継続して一年以上営んでいる者
大規模設備投資貸付	1 中小企業者のうち法第2条第1項第1号及び第2号に該当する者で下関市内に主たる事業所を有し、かつ同一事業を継続して一年以上営んでいる者で、工場用地に工場を設置しようとする者 2 商店街共同施設を共同で設置する商業団体

(融資条件)

第5条 融資の条件（以下「融資条件」という。）は、別表第2に定めるとおりとする。

(認定)

第6条 第3条第3号及び第4号の融資を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類を提出し、市長の認定を受けなければならない。ただし、第4号から第8号までは、資金の種類に応じて必要となる書類を提出するものとする。

- (1) 中小企業事業資金融資認定申請書（様式第1号又は様式第2号）
- (2) 個人においては住民票の写し、法人においては商業登記の履歴事項全部証明書
- (3) 市税滞納なし証明書
- (4) 許認可証の写し（許認可事業の場合のみ）
- (5) 見積書
- (6) 工事請負契約書
- (7) 土地売買契約書又は土地賃貸借契約書
- (8) 施設配置図、設計概要図、仕様書
- (9) その他必要となる書類

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、記載内容を確認及び審査し、認定する場合においては認定する旨を中小企業事業資金融資認定通知書（様式第3号又は第4号。以

下「認定通知書」という。)により申請者に通知し、認定しない場合においてはその理由を付した書面により申請者に通知する。

3 融資を認定されたもの(以下「申請認定者」という。)が、当該通知の日から起算して6月を経過しても金融機関に融資の申込みをしないときは、当該通知に係る融資の認定は、その効力を失うものとする。ただし、第3条第4号の申請認定者の場合においては、この限りでない。

4 第3条第1項第4号の申請認定者は、融資対象事業を変更又は中止しようとするときは、中小企業事業資金融資認定変更申請書(様式第5号)に必要書類を添えて市長に認定の変更を申請又は中止の旨を届け出しなければならない。

5 第2項の規定は、前項の規定による変更の申請について準用する。

(認定の取消し等)

第7条 市長は、融資を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、融資の認定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 融資を受けた者が融資期間中に市外に転出又は移転したとき。
- (2) 虚偽の申請により不正に融資を受けたとき。
- (3) 認定申請書に定める以外の用途に資金を流用したとき。
- (4) 融資により借り入れた資金の償還を怠ったとき。
- (5) 前条第2項の規定による認定を受けた事業を中止、又は廃止したとき。
- (6) 前各号に定めるもののほか、この要綱に違反した場合で、市長が融資を認定することが適当でないとき。

2 市長が、前項の規定により融資の認定の取消しを行った場合は、金融機関は、その融資に係る原資を速やかに返還しなければならない。

(融資の申込み)

第8条 融資の申込みは、金融機関所定の融資申請書に次の書類を添付し、金融機関に提出しなければならない。

- (1) 第3条第1号又は第2号
 - ア 山口県信用保証協会(以下「保証協会」という。)所定の信用保証委託申込書
 - イ 経営状況の把握できる書類
 - ウ その他金融機関が必要と認める書類
- (2) 第3条第3号又は第4号
 - ア 認定通知書
 - イ 経営状況の把握できる書類
 - ウ 下関地域商社のサービスを利用する又は利用している者で、融資利率の引き下げの適用を受けようとする者は、利用する又は利用していることを証する書類
 - エ その他金融機関が必要と認める書類

2 金融機関及び保証協会は、前項の規定により融資の申込みを受けて、融資をすること又は融資を保証することが適当と認めたものについては、速やかに融資実行に向けた手続きを行わなければならない。

(金融機関の遵守事項)

第9条 金融機関は、融資を実行する場合において、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 融資条件に基づいて融資を行うこと。
- (2) 歩積及び両建預金の条件を付さないこと。
- (3) 一般業務との区別を明確にしておくこと。

(保証協会及び金融機関の報告)

第10条 保証協会は、毎月末における第3条第1号及び第2号の保証の状況を中小企業事業資金融資保証状況報告書(様式第6号)により、翌月の10日までに市長に報告しなければならない。

2 金融機関は、前条の規定により融資を実行したときは、中小企業事業資金融資実行報告書(様式第7号)により、当該実行の日の属する月の翌月の10日までに市長に報告しなければならない。

3 金融機関は、前項に定めるもののほか、毎月末における融資の状況を中小企業事業資金融資状況報告書(様式第8号)により、当該月の翌月の10日までに市長に報告しなければならない。

(原資の預託)

第11条 市長は、金融機関から前条第2項の規定による報告を受けたときは、予算の範囲内において、当該金融機関に原資を預託するものとする。

2 前項に規定する原資の預託に関し必要な事項については、金融機関と別に覚書を締結して定めるものとする。

(調査)

第12条 市長は、必要と認めるときは、融資を受けたもの又は金融機関に対し必要な調査を行うことができる。

(完了報告)

第13条 第3条第4号の融資を受けたものは、当該融資に基づき工業用地の取得又は建物の建設を完了したときは、速やかに工場立地完了報告書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行し、第3条第1号及び第2号の資金については同日以降に第8条に規定する融資の申込みをした者から、第3条第3号及び第4号の資金については同日以降に第6条に規定する認定の申請をした者から適用する。

(要綱の廃止)

- 2 下関市小規模企業サポート資金融資要綱（平成17年2月13日施行）、下関市新事業育成資金融資要綱（平成17年2月13日施行）、下関市海外ビジネス支援資金融資要綱（平成17年2月13日施行）、下関市工場立地促進資金融資要綱（平成17年2月13日施行）、下関市商店街近代化資金融資要綱（平成17年2月13日施行）は廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行日前に改正前の下関市事業資金融資の規定によりなされた融資の申込みについては、なお従前の例による。
- 4 この要綱の施行日前に下関市小規模企業サポート資金融資要綱（平成17年2月13日施行）の規定による融資の申込み又は下関市新事業育成資金融資要綱（平成17年2月13日施行）、下関市海外ビジネス支援資金融資要綱（平成17年2月13日施行）、下関市工場立地促進資金融資要綱（平成17年2月13日施行）若しくは下関市商店街近代化資金融資要綱（平成17年2月13日施行）の規定による認定の申請があったものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月30日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の第8条第1項の規定により融資の申込みをしている者の取扱いについては、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）

金 融 機 関

1 次に掲げる金融機関の下関市内にある本店又は支店

山口銀行 西京銀行 西中国信用金庫 三井住友銀行 福岡銀行 西日本シティ銀行
商工組合中央金庫 信用組合広島商銀

2 大規模設備投資貸付の商店街に関する融資については、次に掲げる金融機関の下関
市内にある本店又は支店

山口銀行 西京銀行 西中国信用金庫 商工組合中央金庫

別表第2（その1）（第3条関係）

資金の種類	一般貸付	小規模企業サポート貸付
目的	中小企業者が経営安定を図り、円滑な事業活動を推進するために必要な資金を融資することにより、中小企業の振興に資すること。	小規模企業者が必要とする事業資金を円滑に融資することにより、小規模企業の経営近代化を図りつつ、生産性を高めて競争力を強化すること。
融資対象費用	事業に係る資金	事業に係る資金
資金使途	運転資金 設備資金	運転資金 設備資金
融資限度額	運転 設備 1,500万円 併用 1,500万円	運転 設備 1,000万円 併用 1,000万円
融資期間	運転 6年以内（うち据置1年以内） 設備 10年以内（うち据置1年以内） 併用 10年以内（うち据置1年以内）	運転 6年以内（うち据置1年以内） 設備 10年以内（うち据置1年以内） 併用 10年以内（うち据置1年以内）
融資利率	責任共有制度対象 年1.9% 責任共有制度対象外 年1.7%	責任共有制度対象 年1.6% 責任共有制度対象外 年1.4%
償還方法	分割又は一括	分割又は一括
保証人	原則として法人代表者以外は徴求しない。	原則として法人代表者以外は徴求しない。
担保	必要により徴求する。	必要により徴求する。
保証料率	山口県信用保証協会が定める保証料率	山口県信用保証協会が定める保証料率

別表第2（その2）（第3条関係）

資金の種類	新事業・海外販路貸付	大規模設備投資貸付
目的	新たな収益の柱とするべく新事業へ進出するための資金や海外へ販路開拓するための資金を融資することにより、市内中小企業者の成長及び発展を図り、本市経済を活性化すること。	工場又は商店街共同施設の設置に要する資金を融資することにより、本市工業の振興と雇用の拡大を図り、又は商店街の近代化と環境の整備を促進することで、地域経済の発展及び振興に資すること。
融資対象費用	1 新事業を展開するために必要な資金 2 海外市場の販路開拓及びその後の事業展開を行うために必要な資金	1 工業用地の取得に要する費用（ただし、取得後3年以内に工場の設置を行う場合に限る。） 2 工業用地に設置する工場の建設に要する費用 3 商店街共同施設を設置する事業に要する費用
資金使途	運転資金 設備資金	設備資金
融資限度額	運転 1,500万円 設備 2,000万円	設備 1億円
融資期間	運転 5年以内（うち据置6月以内） 設備 10年以内（うち据置1年以内）	15年以内（うち据置2年以内）
融資利率	5年以内 年1.9% 5年超 年2.1% 第8条第1項第2号ウに規定する書類を添付した者については、上記融資利率から0.2%引き下げる。	5年以内 年1.9% 5年超 年2.1%
償還方法	分割又は一括	分割又は一括
保証人	金融機関所定の方法による。	金融機関所定の方法による。
担保	金融機関所定の方法による。	金融機関所定の方法による。

5 企業の概要

資本金 _____ 万円 設立年 _____ 年

従業員数 _____ 人

業種（主要業種だけでなく、すべて記載してください。）

主要営業品目及び顧客

品目 _____ 顧客 _____ (対象国 _____)

品目 _____ 顧客 _____ (対象国 _____)

品目 _____ 顧客 _____ (対象国 _____)

品目 _____ 顧客 _____ (対象国 _____)

6 新事業・海外ビジネス事業の計画内容又は実施内容

7 新事業・海外ビジネス事業の必要性

8 具体的な実施方法

＜海外ビジネスの対象地域、輸出入の相手企業の選定方法、海外での人脈、海外での販路等をどう確保して、実現していくのか＞＜自社の有する技術、各種ノウハウ、人材、販路等をどう活用して、実現していくのか＞を記載してください。

9 既存事業への効果

事業実施によって、既存事業にどう影響してくるのか、効果の観点から記載してください。

10 事業の将来展望

事業の市場性、競合他社との差別化、販路、PR、収支計画等、競争力を強化していくためのポイントの観点から記入してください。

11 資金計画

(単位 千円)

支 出		収 入		
区 分	金 額	区 分	金 額	備 考 (内容・借入期間等)
運 転 資 金		自 己 資 金		
		借 入 金		
		新事業・ 海外販路貸付		
設 備 資 金		(別枠) 金融機関		
		(別枠) 金融機関		
		そ の 他		
合 計		合 計		

12 事業の収支計画

来年度以降については、全体事業の損益見込状況と全体事業のうち海外販路事業又は新事業による損益見込状況を分けて記載してください。

(単位：千円)

	前々年度	前年度	今年度	来年度		来々年度	
				全体事業	うち貸付事業	全体事業	うち貸付事業
売上高							
売上原価							
販売費							
一般管理費							
営業利益							
営業外収益							
営業外費用							
経常利益							
特別損益							
法人税等 充当額							
当期利益							

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

（あて先）下関市長

住所又は所在地
申請者 事業所名
氏名又は代表者
連絡先 ()

中小企業事業資金融資認定申請書（大規模設備投資貸付）

下関市中小企業事業資金融資要綱第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり認定を申請します。

記

- 1 融資申請額 設備資金 _____ 千円
- 2 融資期間 _____ 年（うち据置き _____ 年 月以内）
- 3 当該融資の活用（過去に活用がある場合に記入してください）
あり ・ なし ある場合 _____ 年 月 日
- 4 借入希望金融機関 _____

5 工場立地・事業実施計画書

年 月 日

共通事項	工場又は施設の名称		設置(予定) 年月日	年 月 日
	設置場所 (所在地)			
	工場又は施設 設置の理由			
	工場又は施設 設置の効果			
	予定工期	着工： 年 月 日 完了： 年 月 日 操業開始予定日： 年 月 日		
工場	工場敷地面積	建物構造		新設 増設 移転
		延床面積	m ²	
	主要製造品目	生産数量 生産額	年間出荷額	百万円
設置予定 機械設備				
商店街	設立	年 月 日	組合員数 業種構成	人
	出資金総額	千円	組合の区域 及び 資格	
	最近1年間の 事業実績			
	現有共同施設の 名称・数量・規模			
	事業 採算性		施設管理 運営方法	

6 資金計画書

(単位 千円)

支出区分	金額	収入区分	金額	備考 (内容・借入期間等)
土地購入費		自己資金		
主建物建設費		借入金		
附属施設建設費		大規模設備 投資貸付		
附属設備費		(別枠)金融機関		
機械設備費		(別枠)金融機関		
その他		補助金		
		寄附金		
		その他		
合計		合計		

（あて先）

下関市長

中小企業事業資金融資認定通知書

年 月 日付けで申請のありました中小企業事業資金の認定について、下関市中小企業事業資金融資要綱第6条第2項の規定に基づき、下記のとおり認定します。

なお、融資の可否については、お申込みの金融機関が審査のうえ決定することになりますので、念のため申し添えます。

記

- 1 資金の種類 新事業・海外販路貸付
- 2 融資認定額 千円（うち運転資金 千円）
- 3 融資期間 年（うち据置き 年 月以内）
- 4 取扱金融機関
- 5 認定の取消し

以下のいずれかに該当する場合は、認定を取り消すことがあります。

- ・融資期間中に市外に転出又は移転したとき。
- ・虚偽の申請により不正に中小企業事業資金融資を受けたとき。
- ・認定申請書に記載した以外の用途に資金を流用したとき。
- ・中小企業事業資金により借り入れた資金の償還を怠ったとき。
- ・認定申請書に記載した事業を中止したとき。
- ・その他、市長が海外ビジネス支援資金融資を認定することが適当でないと思えたとき。

6 備考

この認定書を通知した日から起算して6月を経過しても上記金融機関に資金の借入れの手続をされないときは、この認定はその効力を失います。

年 月 日

（あて先）下関市長

住所又は所在地

申請者

氏名又は
名称及び代表者名

中小企業事業資金融資認定変更申請書

年 月 日付けで申請しました中小企業事業資金融資の認定に係る事業に変更がありましたので、下関市中小企業事業資金融資要綱第6条第4項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

変更事項	
変更理由	

添付書類（○を付したものを）

- (1) 工場立地計画書（様式第2号）
- (2) 設計書又は仕様書（工場の配置図及び平面図）
- (3) 契約書又は見積書の写し（土地売買契約書、工事請負契約書等）
- (4) 経営状況の把握できる書類（決算書）
- (5) その他（)

年 月 日

（あて先）下関市長

金融機関

中小企業事業資金融資実行報告書

年 月 日付けで決定のありました中小企業事業資金融資を、下記のとおり実行しましたので、下関市中小企業事業資金融資要綱第10条第2項の規定に基づき、報告します。

記

資金の種類 一般貸付 ・ 小規模企業サポート貸付 ・

新事業・海外販路貸付 ・ 大規模設備投資貸付（該当するものに○）

融資の相手方		融資決定番号			年度 第 号	
融資金額	千円	融資日	年 月 日	融資利率	年	%
据置期間	年 月 日 ～ 年 月 日					
償還期限	年 月 日			資金使途		
償 還 計 画	第 回目	年 月 日	千円	第 回目	年 月 日	千円
	第 回目	年 月 日	千円	第 回目	年 月 日	千円
	第 回目	年 月 日	千円	第 回目	年 月 日	千円
	第 回目	年 月 日	千円	第 回目	年 月 日	千円
	第 回目	年 月 日	千円	第 回目	年 月 日	千円
	第 回目	年 月 日	千円	第 回目	年 月 日	千円

※ この償還表については金融機関所定のものでも換えられます。

年 月 日

（あて先）下関市長

金融機関

中小企業事業資金融資状況報告書

下関市中小企業事業資金融資要綱第10条第3項の規定に基づき、年 月 日現在の融資状況を下記のとおり報告します。

記

資金の種類 一般貸付 ・ 小規模企業サポート貸付 ・

新事業・海外販路貸付 ・ 大規模設備投資貸付（該当するものに○）

（単位：千円）

融資決定番号	企 業 名	当 初 融資額 (A)	当 月 償還額 (B)	償 還 合計額 (C)	融資残額 $D = A - C$
合 計					

年 月 日

（あて先）下関市長

住所又は所在地
氏名又は
名称及び代表者名

工場立地完了報告書

年 月 日付けで認定のありました中小企業事業資金融資に係る事業が完了いたしましたので、下関市中小企業事業資金要綱第13条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 設置所在地
- 2 工場又は商店街共同施設名称
- 3 設置内容

施設・設備等の名称	金額（千円）	設置完了年月日	備 考

添付書類

- （1） 配置図、立面図及び完成写真
- （2） 設置が完了したことを証する書類（登記簿の写し等）